

平成20年度決算に基づく志摩市の健全化判断比率等について

1. 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさんに公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2. 健全化判断比率について

平成20年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。ただし、この基準は財政状況がかなり悪化しないと上回らないことから、基準を下回ったことのみで財政状況が健全であるとはいえません。したがって今後も職員の削減や事務事業の見直しなどの行政改革に取り組み、健全な財政運営をめざしていく必要があります。

（単位：％）

	志摩市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.74	20.00
連結実質赤字比率	-	17.74	40.00
実質公債費比率	12.3	25.0	35.0
将来負担比率	109.7	350.0	

実質赤字額及び連結実質赤字額がないため実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。

【実質赤字比率とは】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

【連結実質赤字比率とは】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

【実質公債費比率とは】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18％を超えると起債の許可が必要となり、25％を超えると一部の起債発行が制限されます。

【将来負担比率とは】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

【早期健全化基準とは】

平成20年度決算から健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事に報告をしなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

【財政再生基準とは】

平成20年度決算から健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

3. 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率です。

平成20年度においては、下表のとおり、資金不足が生じた公営企業には病院事業会計があります。病院事業会計以外の会計では資金不足が生じていないため資金不足比率はありません。平成20年度決算から経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

会計名	事業の規模 (千円)	資金不足額・ 剰余額(千円)	資金不足比率 (%)
水道事業会計	1,731,058	1,466,596	-
下水道事業会計	20,949	41,965	-
病院事業会計	929,401	127,109	13.6
下水道事業特別会計	76,176	20,044	-